

浜松市外国人観光客誘致・周遊促進事業費補助金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、浜松市外国人観光客誘致・周遊促進事業費補助金（以下「補助金」という。）について、浜松市への外国人の送客を図る事業の実施事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インセンティブツアー 企業が成績優秀者や顧客などを招待し、表彰や特別な体験を提供する報奨旅行をいう。
- (2) バンケット 宴会、祝宴、晚餐会等を行う貸切会場をいう。
- (3) 産業視察 浜松市内の企業又は工場の見学等や技術者との交流を行うこと。
- (4) SAVOR JAPAN 地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）として農林水産大臣が認定する制度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることのできる者は、日本国内に事務所を置く旅行業者（旅行サービス手配業者を含む。）で、旅行業法に基づく登録を受けている者とする。

2 次のいずれかに該当する場合は、交付の対象とすることができない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体
- (6) 市税を完納している者であること。

(補助金対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業は、浜松市へ外国人を送客する事業（以下「補助金対象事業」という。）とし、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとし、補助対象事業及び補助額は、別表のとおりとする。

- (1) 1回に5人以上の外国籍を有する者（宿泊費が発生しない幼児等を除く。）を送客するもの。
 - (2) 令和7年5月1日から令和8年2月28日までに浜松市内に1泊以上宿泊するもの。
- 2 ツアーに同行する添乗員及び通訳にかかる費用は補助対象外とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添付して、補助金対象事業の旅程初日から起算して14日前までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、申請者に補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するもの

とする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときにおいて、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときには、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助金対象事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助金対象事業を中止又は廃止しようとするとき
- (2) 補助金は当該補助金対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助金対象事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助金の交付の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は損害遅延金を市に納付すること。
- (6) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(変更の承認申請)

第8条 前条の規定による決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1号に該当する場合には、補助金対象事業の旅程初日の前日までに変更承認兼変更交付申請書（第4号様式）及び事業変更計画書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、補助申請額に変更がない場合は提出を不要とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金変更交付決定通知書（第5号様式）を補助事業者に通知するものとする。補助金の変更交付決定においては、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助金対象事業が完了したときは、その日の翌日から起算して10日以内に、事業実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 第4条第1項第2号を証する書類（宿泊施設発行の領収書の写し、宿泊証明書又はそれに準ずるもの）
- (3) 第4条第1項第3号証する書類（領収書等の写し又はそれに準ずるもの）

(交付の確定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定により事業実績報告書及び添付書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付確定通知書（第7号様式）により通知する。

(請求の手続き)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金交付確定通知書を受領した日の翌日から起算して7日以内に、市長に対して請求書（第8号様式）を提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることが

できる。

- (1) 補助金を他の用途への使用をしたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき
- (3) 暴力団排除に関する誓約書に反したとき
- (4) 補助金の申請又は補助対象事業において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為その他不適正な行いがあったとき
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不適当と認めるとき

(加算金及び遅延損害金)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、それを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(不可抗力に対する補助金対象事業の取扱い)

第14条 前条までの規定にかかわらず、天災等補助事業者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助金対象事業の完了又はその遂行が困難となった場合の取扱いについては市長が別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行し、令和7年度に交付する補助金について適用する。
- 2 この要綱は、令和7年12月1日から施行し、令和7年度に交付する補助金について適用する。

別表

対象事業	補助額（1人あたり）
1人1泊あたりの宿泊及び食事に係る費用が10,000円以上の場合で、インセンティブツアーや市内宿泊施設のバンケット等を利用して表彰式、祝宴、晚餐会等を行うもの、又は、産業視察若しくはSAVOR JAPAN等の市内有料体験観光を行うもの。	5,000円
浜松市内滞在中における観光に係る費用（宿泊費、施設入場料、体験代金、食事代など）の合計が1人あたり20,000円以上のもの。	5,000円
1人1泊あたりの宿泊及び食事に係る費用が7,000円以上の場合で、インセンティブツアーや市内宿泊施設のバンケット等を利用して表彰式、祝宴、晚餐会等を行うもの、又は、産業視察若しくはSAVOR JAPAN等の市内有料体験観光を行うもの。	2,000円
浜松市内滞在中における観光に係る費用（宿泊費、施設入場料、体験代金、食事代など）の合計が1人あたり10,000円以上のもの。	2,000円